

埼玉県特定非営利活動促進基金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県特定非営利活動促進基金条例（平成16年埼玉県条例第12号）に基づく埼玉県特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の造成)

第2条 基金は、一般会計繰出し金及び基金に係る寄附金（以下「寄附金」という。）をもって造成する。

(寄附金の受入れ)

第3条 寄附金の受入れは、別に定めるところにより、随時行うものとする。

2 寄附金は、次の各号に掲げる寄附として受け入れるものとする。

(1) 分野希望寄附 寄附者の希望する活動分野が指定された寄附

(2) 一般寄附 特定の活動分野を定めない寄附（コバトン古本募金に関する協定書（平成30年3月1日付け）に基づいた寄附金を含む。）

3 共助社会づくり課長は、寄附金の受入れに当たっては、第2項各号に掲げる寄附ごとの寄附金台帳を備え、所定の事項を記載し、整理しておくものとする。

4 次のものからの寄附金については、受入れを認めず、又は收受した寄附金を返還する。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項にいう暴力団関係者をいう。）

(寄附者名簿)

第4条 共助社会づくり課長は、基金に係る寄附者名簿を備え、寄附金の受入れの都度、所定の事項を記載し、整理しておくものとする。

2 前項の名簿は、個人名簿と団体名簿の2種類とし、様式第1号のとおりとする。

(礼状等)

第5条 共助社会づくり課長は、寄附金を受け入れたときは、別に定めるところにより、寄附者に対し礼状又は協力証を送付するものとする。

(寄附者の公表)

第6条 共助社会づくり課長は、寄附者についてその氏名又は団体名を、県のホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表するものとする。

(感謝状の贈呈)

第7条 寄附者には、別に定めるところにより、知事感謝状を贈呈するものとする。

(基金の積立時期)

第8条 毎年度基金として積み立てる時期は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 一般会計繰出し金 | 支出決定による |
| (2) 寄附金 | 9月及び3月 |
| (3) 運用益金 | 発生の都度 |

(基金の処分)

第9条 基金の処分に係る事業及び金額は、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

- 2 前項の規定により基金の処分に係る事業及び金額を定めるに当たっては、分野希望寄附で寄附者から申出のあった希望分野を考慮するものとする。
- 3 分野希望寄附のうち、その1割に相当する金額については、一般寄附として処分する。
- 4 分野希望寄附のうち、寄附のあった年度の翌年度から起算して2年度を経過した後は、一般寄附として処分することができる。

(寄附金受領証明書)

第10条 寄附者には、寄附者の必要に応じて、様式第2号又は様式第3号の寄附金受領証明書を発行するものとする。

- 2 特定寄附仲介事業者を通じた寄附については、様式第2号の寄附金受領証明書を発行する。
- 3 その他の寄附については様式第3号の寄附金受領証明書を発行する。

(基金の広報)

第11条 基金に関しては、県のホームページ、彩の国だよりその他適切な方法により随時広報を行い、広く県民の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第12条 基金に関する庶務は、共助社会づくり課において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の規定に基づいて受け入れた寄附金に係る基金の処分の規定の適用については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。